

令和5年度観音寺市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び観音寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年観音寺市条例第36号）第6条の規定に基づき、令和5年度の観音寺市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和6年12月27日
観音寺市長 佐伯明浩

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（令和5年度、単位：人）

区分	採用	退職		
		定年	勸奨	自己都合・その他
一般事務	11	0	1	4
保健師	2	0	0	2
保育士・幼稚園教諭	6	0	0	4
介護支援専門員	0	0	0	0
建築士	0	0	0	0
社会福祉士	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0
計	19	0	1	10

(2) 採用試験の実施状況（令和5年度）

種類	区分	内容		職種等
競争試験	上級（大卒程度）	1次試験	2次試験	一般事務（上級）、保健師
	中級（短卒程度）	筆記試験	作文試験 集団面接 口述試験	保育士・幼稚園教諭
	初級（高卒程度）			一般事務（初級）

（注）競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいいます。

(3) 採用者数（令和5年度中試験、単位：人）

種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級（大卒程度）	一般事務（上級）	83	9
		保健師	2	2
	中級（短卒程度）	保育士・幼稚園教諭	10	6
	初級（高卒程度）	一般事務（初級）	9	2

2 職員数

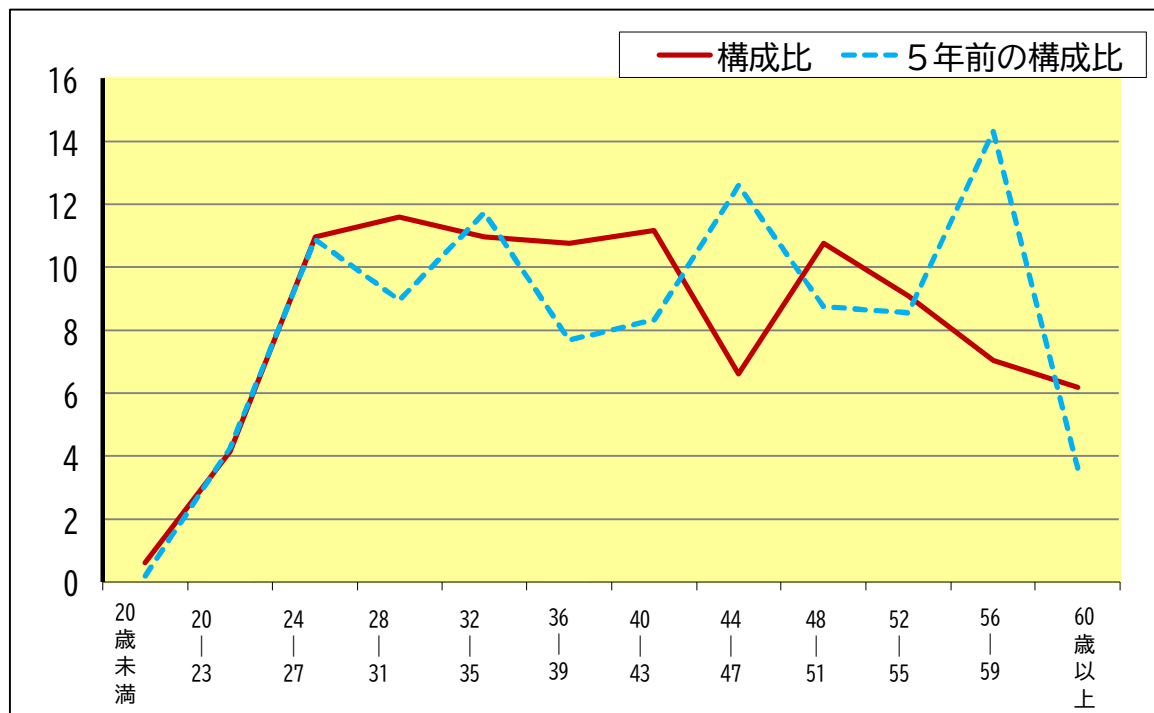
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在、単位：人)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	事務事業の増加等 欠員不補充
		総務企画	87	92	5	
		税務	24	26	2	
		民生	112	111	△ 1	
		衛生	44	39	△ 5	
		労働	0	1	1	
		農林水産	20	20	0	
		商工	8	7	△ 1	
		土木	30	31	1	
		計	331	333	2	
	<参考> 人口1,000人当たり職員数 576人					
	教育部門		88	91	3	
	消防部門		0	0	0	
小計		419	424	5	<参考> 人口1,000人当たり職員数 734人	
公営企業等 会計部門	水道		16	16	0	事務事業の増加等 欠員不補充
	下水道		9	9	0	
	交通		0	0	0	
	その他		34	34	0	
	小計		59	59	0	
合計			478 [500]	483 [500]	5 [0]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 836人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	20人	53人	56人	53人	52人	54人	32人	52人	44人	34人	30人	483人

(3) 職員数の推移

(単位 : 人・%)

年度 立派目目	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	314	328	331	331	331	333	19 (6.1 %)
教育	94	87	86	87	88	91	△ 3 (△ 3.2 %)
消防	-	-	-	-	-	-	- (- %)
普通会計	408	415	417	418	419	424	16 (3.9 %)
公営企業会計	60	57	59	61	59	59	△ 1 (△ 1.7 %)
総合計	468	472	476	479	478	483	15 (3.1 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

II 職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません(地方公務員法第6条第1項、第23条の2第1項、第23条の3)。

(1) 人事評価制度の概要

評価の目的		職員一人一人の主体的な能力開発や業務遂行を促し、人材の最大活用と効率的で質の高い市行政組織の実現を図る。		
評価方法		職員が任用された職務及び責任を遂行した実績並びにその職務の遂行上見られた職員の能力及び態度を、公正かつ公式に記録し、被評価者の職員について、毎年2回、6月1日及び12月1日をそれぞれ基準日として実施する。		
評価者		評価者	第1次評価者	第2次評価者
		職責		
		部長	副市長、教育長	—
		課長	部長	—
		主幹・課長補佐	課長	—
		その他の職員	課長補佐	課長
対象職員	職種	全職種		
	職位	全職位		

(2) 人事評価結果の活用

区分		具体的内容
任用管理	昇任・昇格	勤務評価の評価結果を基本として、昇任、降任を決定することとする。
	配置転換	職員の適性を確認する資料として活用する。
	降任・免職	勤務評価の評価結果を基本として、昇任、降任を決定することとする。
人材育成		評価者は被評価者に対し、評価結果に応じた指導・助言等を行い、人材の育成に努めることとする。
給与上の処遇	昇給	定期評価の合計点により昇給号級を決定することとする。
	勤勉手当	定期評価の結果により、勤勉手当の成績率を決定することとする。

Ⅲ 職員の給与に関すること

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

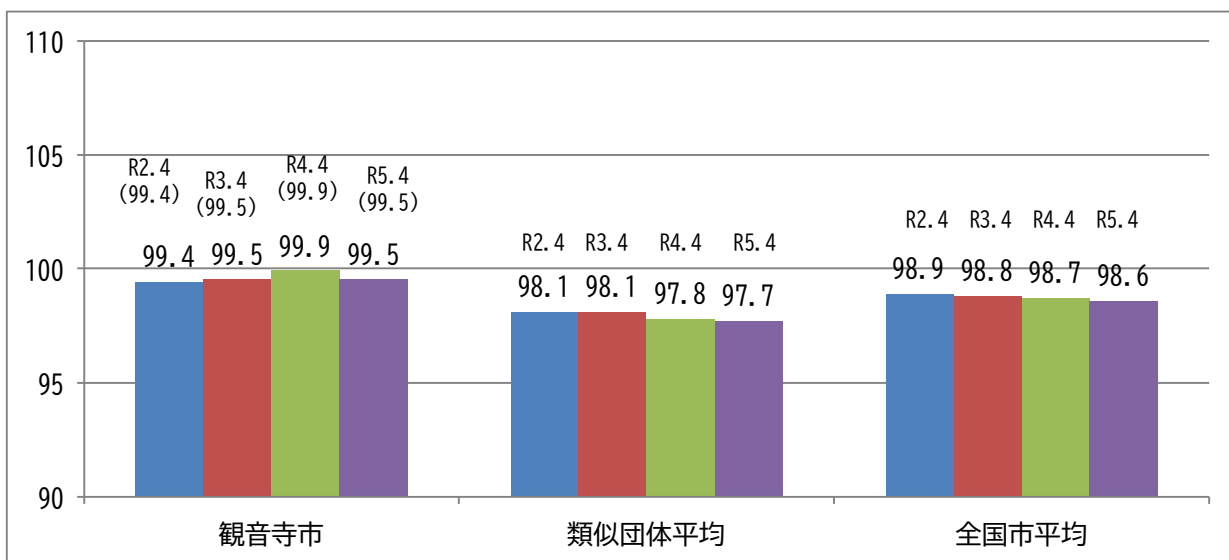
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 57,071	千円 32,919,734	千円 978,268	千円 4,535,938	% 13.8	% 15.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	令和4年度の 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 424 (776)	千円 1,417,360 (2,154,402)	千円 168,312 (200,151)	千円 567,148 (718,783)	千円 2,152,820 (3,073,336)	千円 5,077 (3,960)	千円 5,045 (3,879)

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
3 () 内は、フルタイム会計年度任用職員を含んだ数値です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

<実施内容>

実施時期：平成27年4月1日

内容：給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げました。
(激変緩和のため、当分の間現給保障を実施)

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）高松市内に勤務する職員に支給。国基準6%に対し、観音寺市においても6%を支給。
（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

参考

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合
		4月1日 時点	遡及改 定後								
国基準の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
観音寺市の支給割合	制度なし	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

なし

(5) 特記事項

—

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
観音寺市	41.8 歳	309,691 円	364,352 円	335,598 円
香川県	42.8 歳	324,617 円	413,561 円	357,415 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	42.1 歳	315,712 円	387,697 円	348,350 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
観音寺市	58.3 歳	19 人	276,411 円	302,110 円	280,467 円
うち 清掃職員	55.1 歳	9 人	321,822 円	366,443 円	328,733 円
うち 給食調理員	60.7 歳	5 人	244,000 円	247,840 円	244,000 円
うち 校務技師	63.0 歳	1 人	215,200 円	215,200 円	215,200 円
香川県	54.9 歳	9 人	320,379 円	344,222 円	337,626 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	— 円	329,178 円
類似団体	53.8 歳	28 人	292,768 円	328,149 円	308,262 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
観音寺市	—	—	—	—
うち 清 掃 職 員	廃棄物処理業従業員	47.3 歳	310,800 円	1.18
うち 給 食 調 理 員	調理士	44.7 歳	254,300 円	0.97
うち 校 務 技 師	用務員	49.1 歳	241,700 円	0.89

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員	民間	平均給与月額
	(C)	(D)	C/D
観音寺市	—	—	—
うち 清 掃 職 員	5,782,816 円	4,321,100 円	1.34
うち 給 食 調 理 員	4,106,580 円	3,351,700 円	1.23
うち 校 務 技 師	3,102,470 円	3,253,900 円	0.95

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和2年～令和4年の3か年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	40.0 歳	289,393 円	347,479 円
香川県	41.6 歳	347,679 円	392,327 円
類似団体	39.2 歳	293,251 円	333,527 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		観音寺市	香川県	国
一般行政職	大 学 卒	191,700 円	191,700 円	185,200 円
	高 校 卒	158,900 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	158,900 円	147,700 円	— 円
	中 学 卒	— 円	140,000 円	— 円
教育職	大 学 卒	191,700 円	214,200 円	— 円
	高 校 卒	— 円	170,500 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	265,800 円	363,525 円	383,100 円	410,400 円
	高 校 卒	230,900 円	— 円	— 円	376,058 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	377,700 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大 学 卒	274,600 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

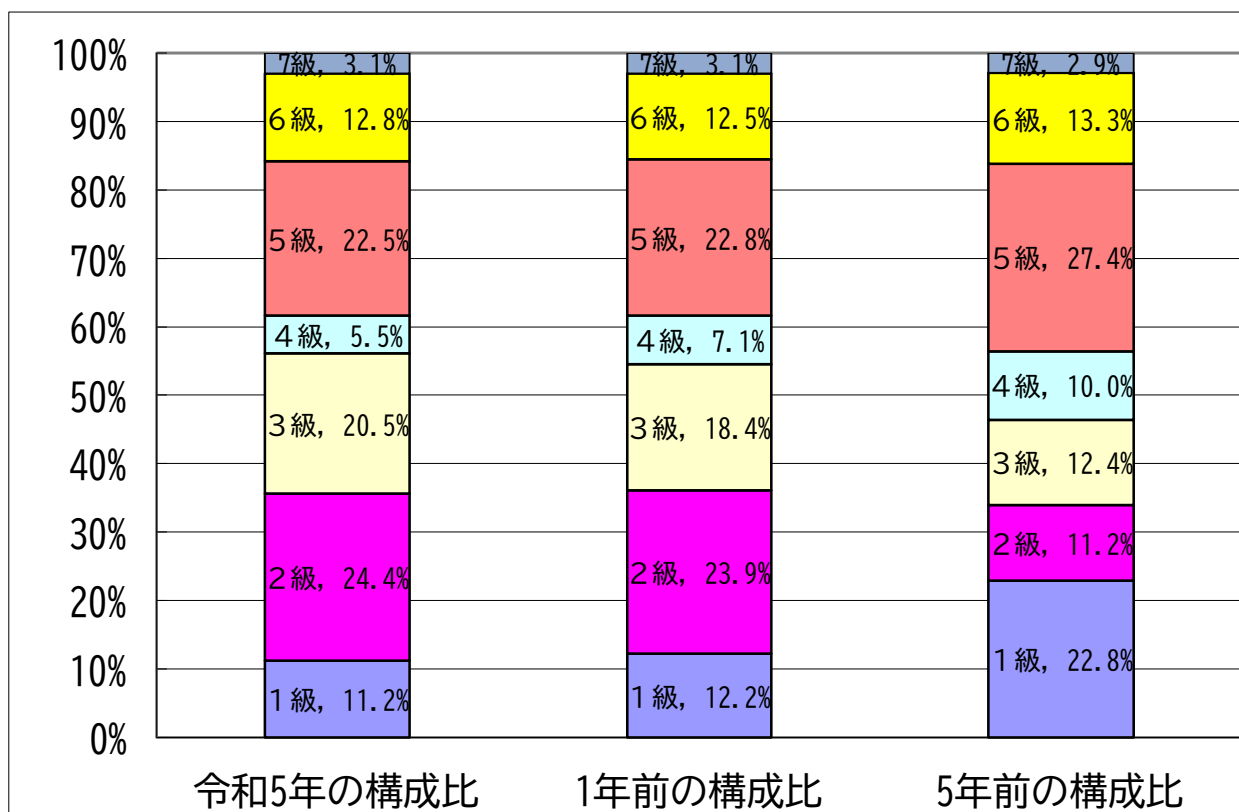
(注) 「—」は、当該経験年数の職員が在職していないことを表しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

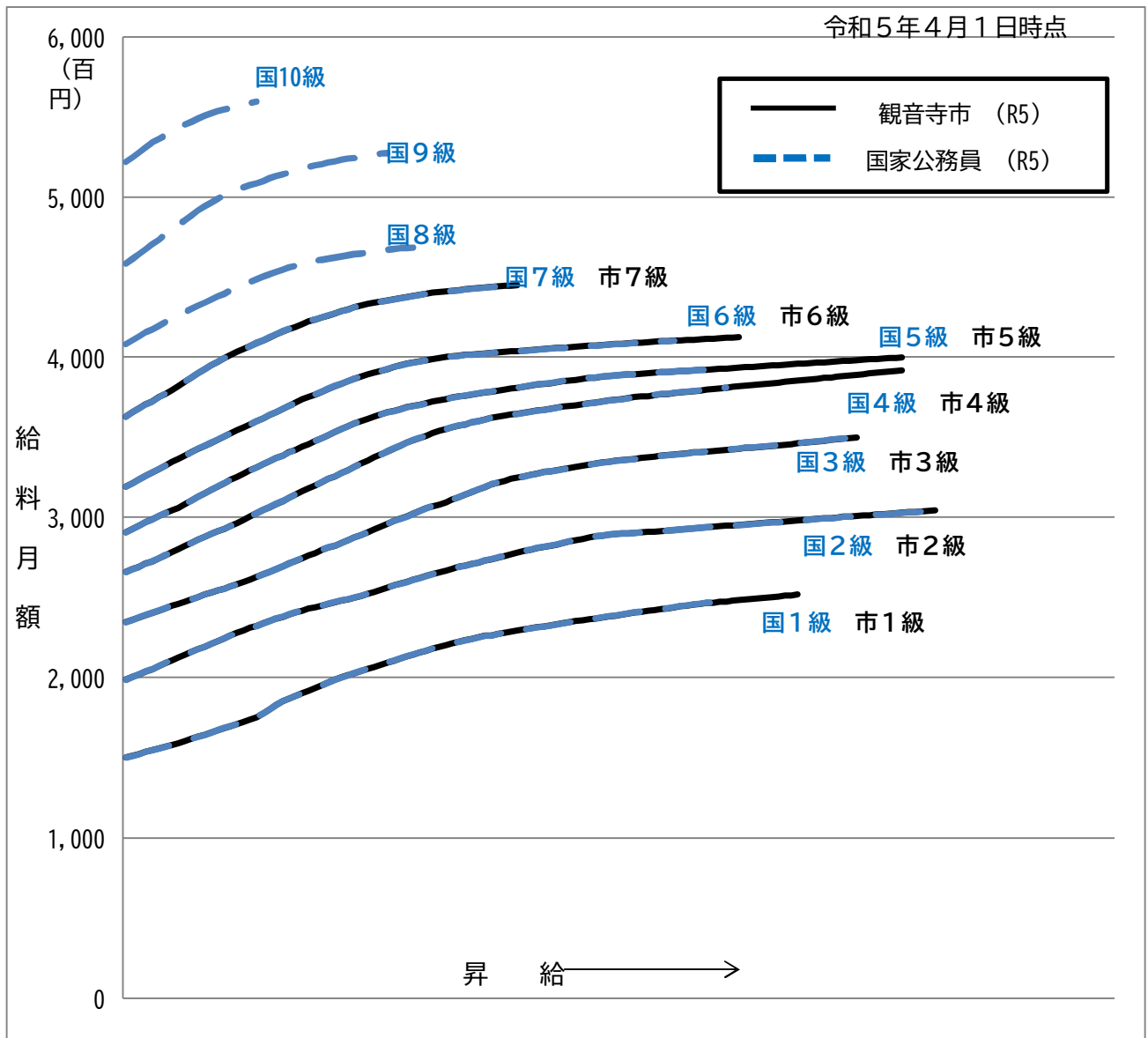
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	事務員、技術員、保育士、栄養士、主事、技師	29	11.2	150,100	251,800
2 級	主事、技師、保育士、栄養士、技術員	63	24.4	198,500	304,200
3 級	係長、主任、所長補佐、主任技術員	53	20.5	234,400	350,000
4 級	課長補佐、支所長補佐、所長補佐、室長、副主幹、主査、総括技術員	14	5.5	266,000	391,900
5 級	室長、課長補佐、支所長補佐、所長、所長補佐、副主幹	58	22.5	290,700	399,800
6 級	課長、支所長、主幹	33	12.8	319,200	412,800
7 級	部長、参事	8	3.1	362,900	444,900

- (注) 1 観音寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成27年4月1日、6級制から7級制に変更しました。

(2)国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（観音寺市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日まで における運用		管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
イ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

観音寺市	香川県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,373 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,704 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・監督職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（観音寺市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○	○	○	○
標準の区分のみ（一律）				
イ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

観音寺市	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 勤奨・定年 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分	（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 勤奨・定年 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			489千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			163,242円
支給対象地域	支給率	支給対象者数	国の制度（支給率）
高松市	6%	3人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			99.9 (99.9)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出）

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		4,029 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		74,627 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		11.3 %	
手当の種類 (手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税徴収手当	税務職	1 外勤をして直接市税の徴収業務に従事 2 税の滞納処分、差押え、差押物件の引揚げに従事	1 1日250円 2 1件につき200円
感染症等防疫手当	一般行政職 看護保健職	1 感染症患者等の収容、消毒等の防疫業務に従事 2 新型コロナウイルス感染症等防疫作業に従事	1 1日2,000円 2 1日3,000円 (※長時間にわたる作業等の場合は4,000円)
福祉事務従事手当	一般行政職	1 生活保護業務に直接従事 2 人権推進の事務に従事	1 1日250円 2 1日250円
行旅病死処理手当	一般行政職	行旅病死人の処理及び死人の収容業務に従事	1人1件につき9,000円
塵芥収集手当	技能労務職	1 塵芥の収集作業に直接従事 2 塵芥収集車の運転に従事	1 1日800円 2 1日150円以内
し尿処理手当	技能労務職	し尿の処理作業に直接従事	1 日800円
犬、猫等死体収集作業手当	一般行政職 技能労務職	直接、犬、猫等の死体収集作業に従事	1 件につき300円
下水路等清掃手当	技能労務職	1 下水路等の清掃業務を本務とする職員で直接作業に従事 2 下水路等の清掃業務に係る車両の運転に従事	1 1日800円 2 1日150円
離島勤務手当	一般行政職	1 離島勤務を本務とする職員で、市航路を利用したもの 2 離島勤務を本務とする職員で、業務遂行のため又は航路欠航等により離島で宿泊したもの	1 1日250円 2 1夜につき3,750円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	102,372 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	260 千円
支給実績（令和4年度決算）	97,296 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	251 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・配偶者と子以外の扶養親族 6,500円 ・16歳の年度初めから22歳年度末までの間にある子 1人につき5,000円加算	同じ	-	35,629 千円	225,500 円
住居手当	・借家、借間居住者（最高支給限度額）27,000円	同じ	-	25,241 千円	257,561 円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額（限度額55,000円） ・自動車等の使用者 使用距離区分に応じ支給 （片道2km以上）2,700円～30,700円	同じ 異なる	国： 2,000円～31,600円	26,371 千円	68,854 円
管理職手当	・部長職 58,500円 ・参事 54,000円 ・課長職 49,600円 ・主幹 40,800円 ・課長補佐職 35,700円	同じ	-	44,607 千円	524,788 円
管理職 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき職務に応じ12,000円以内	同じ	-	-	-

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	947,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低 1,015,000 円／ 776,000 円	
	副 市 長	730,000 円	805,000 円／ 608,000 円	
報 酬	議 長	539,000 円	539,000 円／ 475,000 円	
	副 議 長	465,000 円	467,000 円／ 425,000 円	
	議 員	430,000 円	430,000 円／ 390,000 円	
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 長	3.40	月分	
	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長	3.40	月分	
	議 員			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	947,000×420/100×勤続年数	15,909,600	任期毎
	副 市 長	730,000×300/100×勤続年数	8,760,000	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

(注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第24条第4項、第5項）。

1 勤務時間（令和5年4月1日現在）

開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
休憩時間	60分 (午後0時～午後1時)
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

(注) 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれません。（地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっています。）

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（令和5年4月1日現在）

休暇の種類		事由	期間	給料
年次有給休暇		一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 私傷病の場合 90日	有給
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植、末梢血幹細胞移植	骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供するため、検査や入院等をする場合	必要と認められる期間	有給
	証人、参考人等	証人、鑑定人、参考人等として国会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	結婚休暇	結婚する場合	7日以内	有給
	産前休暇	8週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間	生後3年に達しない子に保育のための授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分又は1日1回1時間以内	有給
	看護休暇（1）	職員の父母、配偶者又は子を看護する場合	一の年において5日以内	有給
	看護休暇（2）	職員の妻が出産する場合で当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	出産予定日の8週間前から出産の日以後1年までの間に5日以内	有給
	短期介護休暇	要介護者の介護、その他の世話を行う場合	一の年において5日以内	有給
	出産補助休暇	職員の妻が出産した場合	出産日から1月以内に2日	有給
	忌引休暇	規則で定める親族が死亡した場合	親族に応じて1日から7日	有給
	祭祀休暇	職員の配偶者、父母、子及び配偶者の父母の祭祀	1日	有給
	夏季休暇	盆等の諸行事や心身の健康保持又は家庭生活の充実のため	7月から9月までの間に3日以内	有給
	災害等による休暇（1）	地震、水害、火災、その他の災害により職員の住宅が滅失又は損壊した場合	7日以内	有給
	災害等による休暇（2）	地震、水害、火災、その他の災害または交通機関の事故等により出勤できない場合	必要と認められる期間	有給
	災害等による休暇（3）	地震、水害、火災、その他の災害等により通勤途上の危険を回避するため勤務できない場合	必要と認められる期間	有給
	保健休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の健康診査	その都度必要と認められる期間	有給
	妊婦健康保持	妊娠中の職員が、交通機関の混雑により母体保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間以内	有給
	健康管理休暇	生理日の就業が著しく困難な場合	1生理期間内で2日以内	有給
	リフレッシュ休暇	心身のリフレッシュを図る	必要と認められる期間	有給
	不妊治療休暇	不妊治療を受ける場合	12日以内	有給

介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内	無給
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する3年の期間内において1日につき2時間以内	無給
組合休暇	任命権者の許可を得て職員団体の業務又は活動に従事する場合	1暦年に30日以内	無給

V 職員の休業に関する事

休業の種類	事 由	期 間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業	小学校就学前の子を養育する職員	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

VI 職員の分限及び懲戒処分に関する事

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第29条）。

1 分限処分の状況（令和5年度）

内容	人数	事案の概要
休職	1人	心身の故障のため

2 懲戒処分の状況（令和5年度）

内容	人数	事案の概要
免職	なし	

VII 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています（同法32条～38条）。

営利企業等従事許可の状況（令和5年度）

内容	件数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	- 件
自ら営利企業を営むことの許可	- 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	3 件

VIII 職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約や処分（再就職先及びその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後2年間働きかけが禁止されています。なお、離職前5年より前に内部組織の長又はこれに準ずる職等に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項）。

観音寺市は、内部組織の長として市長部局の部長等及び執行機関の長を対象としています。

IX 職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

1 職員の研修（令和5年度）

区分	派遣先等	対象者	修了者数
能力開発研修	階層別研修	課長級、課長補佐級、係長級、新規採用職員等	75 人
	専門研修		1 人
	能力開発研修		12 人
専門研修	特別研修	新規採用職員等	3 人
独自研修	職員全体研修	全職員	631 人
	接遇研修	窓口担当職員等	55 人
	健康管理研修	係長級	67 人
派遣研修	市町村アカデミー	千葉市	7 人
	国際文化アカデミー	大津市	7 人
	自治大学校	立川市	0 人

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合（学校・幼稚園については、公立学校共済組合）が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（一財）香川縣市町村職員互助会、観音寺市職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況（令和5年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	○安全衛生管理体制の整備 ○職員健康診断（令和5年度実績） ・定期健康診断 259人 ・短期人間ドック 529人 ・他給食調理員特殊健診等 ○職員安全衛生講演会 ○ストレスチェック及び面接指導の実施
香川縣市町村職員共済組合（学校・幼稚園については、公立学校共済組合）	○短期給付 ・公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 ・退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 ・保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など） ・宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成） ・貯金事業（普通貯金の受入れ） ・貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など）
香川縣市町村職員互助会	○公益事業 ○給付事業 ・人間ドック等助成金、入学祝金、結婚祝金、子育て支援金、死亡一時金など ○厚生事業 ・各種団体保険事業
市職員互助会	○給付事業 ・出産祝金、災害見舞金など ○福利厚生事業

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（令和5年度）

公務災害	通勤災害	計
7 件	0 件	7 件

XI 公平委員会の業務 に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは審査請求をすることができます（同法第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（１）勤務条件に関する措置の要求の状況

令和４年度末 継続件数	令和４年度内 要求件数	令和５年度内 処理件数	令和５年度末 継続件数
０件	０件	０件	０件

（２）不利益処分に関する審査請求の状況

令和４年度末 継続件数	令和４年度内 要求件数	令和５年度内 処理件数	令和５年度末 継続件数
０件	０件	０件	０件